

◇ 歯並びの矯正と医療費控除

Q : 中学生になる娘が「タレントになりたい」などと言出し、歯並びが悪いからというので歯列矯正を受けさせてやりました。このような費用は医療費控除の対象になりますか。

A : 美容のためということですので、医療費控除の対象にはなりません。

【解説】

医療費控除とは、その年中に支払った医療費（自分または自分と生計を一にする親族分）の額が多かった場合に、次の①から②を差し引いた金額（ただし200万円が上限とされます）を、所得金額から控除してくれるというものです。

- ①(その年に支払った医療費)－(医療費に充てるものとして受け取った保険金等)
- ②10万円と、所得金額の5%相当額といずれか少ない金額

この医療費控除の対象となる医療費は、病気治療費用に限られています。したがって、「より健康になるため」とか、「より美しくなるため」の費用は、医療費控除の対象とはなりません。

歯列矯正についていえば、例えば小さいお子さんの歯の噛み合わせが非常に悪く、物をうまく噛めないなどの状態にあり、放っておいたら、健全な発育に支障があると認められる場合に行う治療費用は、医療費控除の対象となりますが、美容目的という場合は医療費控除の対象にならないというわけです。

